

生前 相続開始

相続

身近な人が亡くなった時の一般的な流れと重要ポイント

親や配偶者など身近な人が亡くなると、その家族や親族は悲しむ間もなぐささまざまな手続きに追われることになり、知識がなければどうすればいいかわからず混乱し、悔いを残しかねません。近年は特に相続におけるトラブルが増えています。生前の備えが重視されています。もしものときに少しでも冷静に対処ができるように、そして大切な財産で家族が争わないように、元気なうちに対策をしておきましょう。

取材協力・未来経営、相続手続支援センター



生前贈与・遺言書作成など

身近な人の死亡

葬儀・法要
関連

連絡・調整

通夜・葬儀
・告別式

初七日

届出・手続き
関連

死亡届

健康保険証
返却

世帯主
変更届等

年金関係
の手続き

公共料金等
の手続き

税金関連

生前にやっておきたいこと

●遺言を作成する

相続に備えて生前にできる対策として一般的に知られているのが「遺言」です。遺言は、自分が死亡したときに財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにし、自分の死後にその意思を実現させるためのもの。15歳以上であれば誰でも残すことができますが、その意思は「遺言書」という一定の書式を備えている必要があります。いわば財産の所有権移転を実現させるための法律文書です。

一般的に多く使われている方式には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。法律の専門家である公証人に作成してもらう公正証書遺言は、費用はかかりますが無効になる可能性は低く信頼性の高い方式です。自筆証書遺言は、自書能力が備わっていれば他人の力を借りることなく手軽に書くことができ、特別な費用もかかりませんが、形式的な不備により無効になりやすく、さらに紛失や偽造、隠匿などのリスクが比較的高いとされています。本人の死後、家庭裁判所による検認の手続きも必要です(ただし法務局における自筆証書遺言の保管制度を利用した場合は検認の手続きは必要ありません)。

遺言書がない場合は法定相続人に財産が承継されることになるため、子どもがいない夫婦、事実婚・内縁関係、再婚な

どにより家族関係が複雑になっているといった人は遺言書を作成しておくことが推奨されます。

エンディングノートは法的効力はありませんが、家族に伝えておきたいこと(自分のことや財産のことなど)をまとめて記しておくことができるので、残された家族の助けになるでしょう。

●所有財産の把握と整理

預貯金だけでなく土地や建物といった不動産も漏れなく把握し、分かるようにしておきたいものです。先祖代々の土地などで、名義が亡くなった人のままになっていることは多いでしょうか。時間がたつほど相続人が増えて手続きが難しくなります。残される家族が困らないように、自分が元気なうちにきちんと整理しておきましょう。

大切なのは家族との「コミュニケーション」

ほかにも相続税対策として生前贈与をしたり、生命保険を活用したりと生前に備えられることはさまざまありますが、最も重視すべきことは家族と良好な関係を築いておくことではないでしょうか。日ごろからコミュニケーションを取り、互いを知っておくこと。それが、自分が生涯かけて築いた財産を大切な家族の「争続」のもとにしない最も有効な方法です。元気なうちに、伝えるべきことや自分の思いを家族に話し、理解を得ておきましょう。

創業61年 税理士法人 未来経営 相続専門チームの存在と対応の良さが評判に

税理士法人未来経営は松本税務署管内で屈指の相続税申告実績を誇り、2015年相続税法改正後は従来の3倍の相談を受託。(累積600件超の相続税申告) 多くの人に支持されご紹介いただける理由は何か、同法人の相続・資産税相談室長の税理士 飯沼好子氏に話を聞いた。



税理士 CFP®
飯沼 好子

【相続・資産税専門チームの存在】

同法人は相続・資産税を専門に扱うベテラン税理士複数名を中心に相続・資産税相談室という専門部署を作り、フットワーク良く対応している。また「相続ワンストップサービス」として地域をよく理解している地元の金融機関・弁護士・司法書士・不動産鑑定士など一流メンバーとチームを組んで連携をしているので、同法人が窓口となり各種サービスをご提供し、相続人にストレスを感じさせない相続手続きができるとのこと。

【経験＝申告数＝ノウハウ】

例えば年間1件程度の相続税申告をしている事務所と、年間30件程度の相続税申告している事務所とでは、大きく経験値が違ってくる。相続は案件ごと事情が異なり、経験がものを言うので、豊富な経験とノウハウで、遺産分割対策・納税対策、節税対策とお客様の相続税申告・名義変更手続きをスムーズにお手伝いができるとのこと。



未来経営
Managing for the Future

〒390-0874
長野県松本市大手4-6-4

TEL.0263-32-2002
(平日8:30~18:00)

https://mirai-keiei.net

初回無料・相談対応

経営情報をLINEでお届け!
QRコードからご登録をお願いします

広告

1年以内

10カ月以内

4カ月以内

3カ月以内

一周忌

納骨

四十九日

遺留分
減殺請求

払い戻し・
解約・
名義変更

遺産分割協議

相続放棄

相続財産の調査

相続人(戸籍)調査

遺言調査・遺言書検認

相続税の
申告・納税

所得税の
準確定申告

期限内に行うべき相続に関わる手続き

3カ月以内 相続放棄

プラスになる相続財産が少なく、負債などマイナスの相続財産のほうが大きいような場合、被相続人が亡くなったことを相続人が知った日から3カ月以内に家庭裁判所に申し立てをすることで相続放棄をすることができます。

相続放棄の申し立てを行うと相続人にならなくなったとみなされ、被相続人の財産を相続する一切の権利を失うこととなります。マイナスの財産があるからと安易に決めず、慎重に判断しましょう。

4カ月以内 所得税の準確定申告

確定申告が必要な人が亡くなった場合、相続人は亡くなった人の代わりに、その年の1月1日から亡くなった日までの所得を計算して申告と納税をしなければなりません。前年分の確定申告をする前に亡くなった場合は前年分の申告も必要です。これが準確定申告です。いずれも期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内です。

10カ月以内 相続税の申告・納税

故人にある程度の資産があれば、相続税がかかる場合がでてきます。その場合は相続人が税務署に相続税の申告書を提出し、相続税を納める義務があります。相続税の申告・納税の期限は、相続の開始があったことを知った日(通常は死亡日の翌日から10カ月以内)です。納期限を過ぎてしまうとペナルティーとして利息である延滞税を払う義務が生じるので注意しましょう。

相続税は基本的に現金で納める必要があります。遺産の大半を不動産が占めている、相続税を現金一括で納めることが難しいような場合は、分割払いの延納や、物で払う物納が認められることもあります。ですが、延納、物納はあくまでも例外的な納税方法となります。

上記のような手続きや申告等を定められた期限内に行うためには、遺言書が残されているか確認したり、相続手続きに必要な財産を探したりする必要があります。戸籍謄本などさまざまな書類の取得も不可欠です。さらに、相続税の申告・納税が必要な場合には、申告・納税の期限までに相続財産の分け方を決める遺産分割協議を行って遺産分割協議書を作成しなくてはなりません。預貯金の解約・名義変更、生命保険の請求、土地や建物の名義変更なども行う必要があり、手続きは多岐にわたります。さらに相続人に認知症などで判断能力を欠く人、未成年、行方不明の人などがいる場合は、成年後見人や特別代理人、不在者財産管理人を選任する必要も生じます。

相続や死後の届け出・手続きには複雑な法律や条件があり、必要な書類も多く煩雑で労力を要します。相続人が働き盛りで多忙だったり、高齢で思うように動けなかったりすれば相応な負担になります。だからこそ大切なのは、財産の所有者である人が元気なうちに、自分でできることは済ませ、家族が必要とするであろう情報をまとめておくことです。早いうちから専門家に相談し、信頼関係を築いておくことも、残される家族には助けになるはずです。

旅行やイベントなどが制限され、おうち時間が増えているいまこそ、じっくりと腰を据えて次の世代に財産や思いを引き継ぐための終活に取り組みませんか。

葬祭特集

相続税試算や財産調査など
生前対策で不安解消
相続無料相談を実施中

相続手続支援センター

を初回無料で行っていただきます。相続人の確認や相続に関する説明、財産調査・評価、相続税の試算、納税への備え、遺言書作成、認知症対策など、ご要望に合わせて対応しています。事前予約制で、相談日時はお希望に合わせて設定いたします。

相続に関する手続きには期限内に申請しなければならぬものがあったり、複雑になったりする場合があるため、当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。「争続」にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。相続手続支援センターでは、円滑な相続のための生前対策相談

相続に関する手続きには期限内に申請しなければならぬものがあったり、複雑になったりする場合があるため、当事者になって初めて生前対策の必要性を感じる方が多くいます。「争続」にしないためには元気なうちに備えておくことが重要です。相続手続支援センターでは、円滑な相続のための生前対策相談



相続の生前対策 無料相談実施中!!

事前予約制ですので安心です 6/30まで

- ① 相続手続について...相続に関する基礎的な知識をお伝えします。
- ② 財産調査・評価...ご自身の財産を漏れなく把握されている方は...ほとんど居ません!
- ③ 現状把握...年間のお金の流れを把握し、将来のお金の動きをシミュレーションします。
- ④ 相続税の試算...財産調査・評価に基づき相続税の試算を行います。納税資金の確保や財産分割の判断をする一つの目安になります。
- ⑤ 認知症対策...認知症の患者数は増加傾向にあります。発症すると契約行為ができなくなる可能性が...事前の対策が大切です。
- ⑥ 遺言書の作成...①~⑤を経て法的に有効な公正証書を作成し将来に備えます。



そもそも生前対策って? この機会に知ることから始めてみませんか?

当センターでは成道会計事務所と連携して上記の対策をご提案しております。ご興味のある方はお気軽にお申し込みください。
お問合せお申込み ☎0120-97-3713 受付時間/9:00~17:30(月~金)
相続手続支援センター 松本駅前店 松本市中条1-14 相続手続 松本 検索

家族信託 (民事信託)

民事信託とは、営利目的ではない信託のことです(営利目的の信託は商事信託)。最近よく耳にする「家族信託」は、この民事信託が家族間で利用されることが多いことからそう呼ばれています。法律的に定義された呼称ではありません。ここでは家族間での契約を前提に、家族信託(民事信託)として紹介します。



生前対策として注目の「財産管理の一手法」

家族信託とは

家族信託とは、資産(預金・不動産・株式等)を持つ人(＝委託者)が、その資産の管理・運用・処分等を信頼できる人(＝受託者)に預ける財産管理手法のひとつで、それぞれの家族に合った財産管理や承継をすることが可能になります。たとえば、高齢の親(預金・不動産・株式)が認知症などで判断能力が低下した場合、親の資産は事実上凍結されます。たとえ親もが代わりにお金を引き出したり、自宅の改築や売却をしたりとい

成年後見制度との違いは?

増え続ける認知症への対策としては「成年後見制度」が知られていますが、同制度は判断能力が不十分な本人に代わって後見人等が不動産や預貯金などの財産を管理したり、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう介護契約の締結や医療費の支払いなどを行ったりして本人を保護・支援するもので、後見人等はあくまでも本人の代理人です。同制度において後見人等は家庭裁判所の監督下にあり、本人の財産を守ることに主たる目的となるため、たとえ後見人等が子や親族であっても財産の使い方には制限がかかります。また本人に多くの資産がある場合などの後見人等は、家庭裁判所が選任した第三者専門職(弁護士、司法書士等)になることも多く、その場合は報酬を支払う必要も出てきます。

身近になった「家族信託」

家族信託(民事信託)は、2007(平成19)年に新たな信託法が施行されたことで誕生しました。これまでは専門家が少なかったり、認知度が低かったりしたこともあり利用が進んでいませんでしたが、近年、徐々に注目されるようになってきました。県内でも、家族信託(民事信託)により託された現金や不動産から生じる金銭を管理する信託専用口座を開く専門家が、家族信託(民事信託)の専用口座が開設できる金融機関等で相談してみましよう。

主な内容とポイント

- 【相続登記・住所変更登記の義務化】**
 - 取得を知ってから3年以内に登記を申請しなければ10万円以下の過料
 - 住所変更や結婚などで氏名が変わった場合、2年以内に登記申請しなければ5万円以下の過料
- 【行政側で強制的な対応を可能に】**
 - 行政が住民基本台帳ネットワークで死亡者を把握し、登記簿に反映させる
 - 死亡者が名義人だった不動産の一覧情報を発行して親族が簡単に把握できるようにする
 - 相続発生後、10年間登記がなければ行政が法律で定める割合で遺産を分ける「法定相続」にする
- 【土地の所有権を放棄しやすく】**
 - 建物や土壌汚染、担保設定がない土地については、法務局が認めれば、10年分の土地管理費に相当する金額を納付すれば所有権を放棄(国庫に返納)できる
- 【所有者不明不動産の活用】**
 - 裁判所の確認・公告を経れば他の共有者が改修や用途変更等ができる
 - 短期間の賃貸借は共有者の過半数で決められる
 - 裁判所が選任する管理人により、不明の所有者に代わって土地や建物の売却ができる

所有者不明土地問題解消に向け法改正

所有者不明土地増加の原因は?

一般財団法人国土計画協会の「所有者不明土地問題研究会」の報告によると、所有者が不明な理由で登記されない不動産が増えたと考えられます。

多岐にわたる問題は、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に見直しが求められています。

今回成立した法律では、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に見直しが求められています。

相続登記の義務化

所有者不明土地問題の解消に向けた民法、不動産登記法などの改正案がこのほど、参院本会議で可決、成立しました。改正法では、相続開始から3年以内に相続登記しなければ10万円以下の過料を科すなど、相続人に早めの対応を促す内容が盛り込まれています。2023年度から順次施行される予定です。改正の背景と、内容の主なポイントをまとめました。

葬儀広告ご案内

ご逝去された方のご葬儀通知や会葬御礼年賀欠札等、地域密着の日刊紙だからこそ、広く、迅速に礼を尽くして伝えられます。

◆葬儀通知(19行)掲載見本

◆ご葬儀通知

◆会葬御礼(12行)掲載見本

◆ご会葬お礼

◆年賀欠札(4行)掲載見本

◆追加1行ご追加3,300円(税込)

※掲載日付16時まで受け付けいたします。

右記の葬儀関連広告の他、
 ◆「本日の葬儀ご通知」(10行)3,300円(税込)
 ◆「会葬お礼・簡易版」(6行)2,600円(税込)もご用意。お問い合わせください。

お問い合せ・お申し込みは
 市民タイムス広告部 葬儀広告係
 0263-48-2000

◆葬儀通知(19行)+ご会葬お礼(12行)+年賀欠札(4行)
 <3回セット>.....132,000円(税込)